

## 目 次

会期日程表 .....	1
陳情文書表 .....	2

### 第 1 号 (6月7日)

開会、散会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
追加議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
行政報告 .....	5
議案の撤回請求について .....	7
承認第1号の上程、説明 .....	7
承認第2号の上程、説明 .....	8
承認第3号の上程、説明 .....	9
議案第22号の上程、説明 .....	9
議案第23号の上程、説明 .....	10
議案第24号の上程、説明 .....	11
報告第1号の上程、報告 .....	12
報告第2号の上程、報告 .....	12
報告第3号の上程、報告 .....	13
日程の追加 .....	13
議案第25号の上程、説明 .....	13
散会の宣告 .....	14

### 第 2 号 (6月8日)

開議、散会の日時 .....	15
出席議員 .....	15
欠席議員 .....	15
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	15
事務局出席者 .....	15

議事日程	16
開議の宣告	17
一般質問	17
前田孝議員	17
新城一智議員	20
安里重和議員	24
東武久議員	25
平良英勝議員	28
宮城辰徳議員	31
散会の宣告	33

### 第 3 号 (6月9日)

開議、散会の日時	35
出席議員	35
欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	35
事務局出席者	35
議事日程	36
開議の宣告	37
承認第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	37
承認第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	37
承認第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	38
議案第22号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	39
議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	40
議案第24号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	42
議案第25号の質疑、委員会付託	42
諸般の報告	44
散会の宣告	44

### 第 4 号 (6月10日)

開議、閉会の日時	45
出席議員	45
欠席議員	45
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	45
事務局出席者	45
議事日程	46
開議の宣告	47
議案第23号及び議案第24号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	47

議案第 25 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	48
陳情第 5 号及び陳情第 8 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	50
意見案第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	52
議員派遣の件 .....	53
閉会の宣告 .....	54
署名議員 .....	54

平成23年第3回定例会会議録  
(会期日程表)

開会 平成23年6月7日

会期4日間

閉会 平成23年6月10日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月7日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明
6月8日	水	本会議	午前10時	一般質問
6月9日	木	本会議	午前10時	承認第1号～第3号委員会付託省略・即決 議案第22号委員会付託省略・即決 議案第23号～第24号質疑・予算審査特別委員会付託
		委員会	午前10時50分	陳情第5号・第6号及び第8号総務常任委員会 (検討～採決)
6月10日	金	委員会	午前10時	議案第23号～第24号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午前11時08分	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理(閉会)

会期日数 4日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
5	平成23年3月11日	子どもの医療費助成の拡充を求める陳情	新日本婦人の会沖縄県本部 会長 前田芙美子	総務常任委員会
6	平成23年3月11日	「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情	新日本婦人の会沖縄県本部 会長 前田芙美子	総務常任委員会
7	平成23年4月19日	地球を守り、未来への道を開く為の宣言、決議などについて	荒木 實	議員配布
8	平成23年4月25日	沖縄県教育委員会の教育事務所統廃合による、市町村教育委員会への業務委譲と学校事務の共同実施拡大への慎重な対応を求める陳情書	沖縄学校事務労働組合 執行委員長 大村一浩	総務常任委員会
9	平成23年4月28日	世界的前提が変われば、戦争のない世界が実現します。その前提を変える為の決議を陳情します。	荒木 實	議員配布

# 平成23年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成23年6月7日

## 1. 開会、散会の日時

開 会 (平成23年6月7日 午前10時00分)

散 会 (平成23年6月7日 午前10時47分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 宮 城 重 徳 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 一 道 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 平 良 宏

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 友 寄 景 善

企画観光課長 島 袋 幸 俊 農 業 委 員 会 長 官 城 博 俊  
局

産業振興課長 新 城 寛

シークワサー  
振 興 室 長 新 城 寛

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		議案第8号大宜味村企業立地促進条例の撤回について	撤回説明
6	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
7	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
8	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
9	議案第22号	沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について	提案説明
10	議案第23号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
11	議案第24号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
12	報告第1号	繰越明許費繰越計算書について	報告
13	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について	報告
14	報告第3号	平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	報告

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第25号	大宜味村企業立地促進条例	提案説明

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。ただいまから平成23年第3回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番 新城一智議員及び3番 平良英勝議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月10日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月10日までの4日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しください。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。

村長から申し出がありました。これを許します。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） おはようございます。本日は、平成23年第3回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対して、深く感謝を申し上げます。行政報告をさせていただきます。



3月から5月の3カ月にかけて報告したいと思います。

東日本大震災につきましては御存じのとおりでございますが、3月11日午後2時46分ごろ、福島県沖を震源地とするマグニチュード9という過去に経験のない大震災は、想像を絶する姿で東日本を襲い被害をもたらしました。

本村におきましても、津波警報発令とともに対策本部を立ち上げ、警戒、広報に努めました。大保橋で50センチメートルの津波を観測されましたものの被害はなく、翌日対策本部も解散いたしました。しかし岩手・宮城・福島の沿岸部を中心に被害は阪神・淡路大震災をはるかに超えるものとなっております。亡くなった人々のお悔やみと被災地へのお見舞いを申し上げ、被災地の早い時期の復興を願うものであります。

22日に役場内に東日本大震災被災地支援対策本部を立ち上げ、翌日各種団体を網羅した東日本大震災被災地支援大宜味村対策推進委員会を設立し、村民挙げて支援していくことを確認できました。村民の皆さんの義援金等の支援に対する御理解をお願いいたしております。

なお、その他の事柄につきましては、資料として添付してございますので、お目通しいただければと思います。

4月に入りまして、幼稚園、小学校、中学校、辺土名高校で入園式や入学式が行われましたが、大宜味中学校は25名の新入生が夢を膨らませ元気に入学いたしました。

辺土名高校では47名の入学があり、村内出身生は15名でした。

喜嘉嘉小学校5名、大宜味小学校11名、塩屋小学校8名、津波小学校5名の新1年生の入学式が村内各学校で行われました。新1年生一人一人にお祝いと激励のメッセージを送っております。

幼稚園では13名が入園してきました。子供たちの健やかな成長を村民みんなで見守っていきましょう。

それから東日本大震災の見舞いについては、3月11日に東北地方太平洋沖を震源地とするマグニチュード9の地震は、東日本を初めとして、全国に甚大な被害を与えています。亡くなられた方々の追悼と御冥福を祈り、一日も早い復興を願い、大宜味村出身であります宮城新昌さんゆかりの全国有数のカキ養殖生産地の石巻市と本村と交流の深い西会津町を訪問し、お見舞いと支援協力を行うことをお伝えしてまいりました。

なお、その他のことにつきましては、資料を添付してございますので、お目通しいただければと思います。

5月に入りまして、全島緑化県民運動第62回沖縄県植樹祭が会場を結の浜・国道緑地側で行われ、大会テーマ「広げよう 緑の自然とぶながやの心」で開催した植樹祭は、県内各地から約750名の参加となりました。予定した参加人数を大きく上回り、大会関係者から安堵と喜びの声がありました。

県知事、内閣府沖縄総合事務局長、県緑化推進委員会長、県議会議長、県教育委員長のあいさつや塩屋小学校緑の少年団代表の大会決議がありました。式典の後、参加者全員でハイビスカスとツバキ、約1,500本を植樹いたしました。

大宜味村の緑豊かな自然をいつまでも大切にし、村民ぐるみで緑化運動を推進していきたいものであります。

次に17日には、平成23年度施策住民説明会を行いました。平成23年度の各課の主要事業等を村民に説明すると同時に、情報の共有の中から「健康長寿のいきいき輝く文化の村」の実現を目指そうと多数の村民が参加し、実施されました。村民から安定した雇用の場、教育予算、交通安全活動についての意見

や質問など、積極的な発言が多く出されました。村民からの要望等を実現するため、職員一同心を合わせて取り組んでまいります。

なお、その他のことについては、資料として添付してございますので、御参照いただければと思います。よろしく願いいたします。

なお、平成23年度入札結果報告について、添付してございますので、お目通しいただきたいと思います。

以上です。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎議案の撤回請求について

○ 議長（金城 勇） 3月10日、村長から提出された議案第8号大宜味村企業立地促進条例について、撤回したいとの申し出があります。

日程第5 議案第8号大宜味村企業立地促進条例の撤回について議題とします。

村長から議案第8号大宜味村企業立地促進条例の撤回の理由について説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それでは議案の撤回請求についてであります。

件名 議案第8号 大宜味村企業立地促進条例

平成23年3月10日提出した上記の事件を次の理由により撤回したいから、大宜味村議会会議規則第20条第2項の規定により請求します。

理由 指定地域を条例に定めるため。

平成23年5月30日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

大宜味村長 島袋義久

撤回請求をいたしました。なお、その内容につきまして、議案の撤回について説明をいたします。

平成23年3月10日提出いたしました議案第8号大宜味村企業立地促進条例は、指定地域を規則に定めることとしているが、検討の結果、指定地域を条例に定めるため、本事件は撤回して、指定地域を条例に定めて追加議案として提案したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで議案第8号大宜味村企業立地促進条例の撤回の理由についての説明を終わります。

お諮りします。ただいま議案となっております議案第8号大宜味村企業立地促進条例の撤回について許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第8号大宜味村企業立地促進条例の撤回については、許可することに決定しました。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成23年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

- 議長(金城 勇) 住民福祉課長。

(大城 武住民福祉課長 登壇)

- 住民福祉課長(大城 武) 承認第1号の専決処分の承認を求めることについて説明します。

地方税法の一部が改正され、平成23年3月30日に公布されたことに伴い、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしております。

改正の主な理由、条例第2条につきましては、課税額に上限を定め、第21条につきましては、軽減額を定めるものです。

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上です。

- 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明

- 議長(金城 勇) 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成23年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

- 議長(金城 勇) 住民福祉課長。

(大城 武住民福祉課長 登壇)

- 住民福祉課長(大城 武) 承認第2号の専決処分の承認を求めることについて説明します。

健康保険法施行令の一部が改正され、平成23年3月30日に公布されたことに伴い、大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしております。

改正の主な概要、条例第6条につきまして、支給額の上限額を定めるものです。

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上です。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎承認第3号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成23年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

- 議長（金城 勇） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

- 財務課長（神里富松） 承認第3号の専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方税法等の一部が改正され、平成23年4月27日に公布されたことに伴い、大宜味村税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しております。

今回の改正の主な概要ですが、東日本大震災に関連するもので、個人住民税の雑損控除額等の特例、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例、固定資産税の特例を税条例附則に3条を加える形で設けております。

この条例は、公布の日から施行するとしておりますが、一部、平成24年1月1日の施行もあります。

なお、資料に新旧対照条文を添付しておりますので御参照ください。

これで説明を終わります。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第22号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第9 議案第22号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第22号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について議会の議決を求めます。

平成23年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

公益法人制度改革に伴う民法の一部改正に伴い、関係条文を整理するため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋幸俊企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（島袋幸俊） では内容について読み上げて説明します。

沖縄県町村土地開発公社定款の一部を変更する定款。沖縄県町村土地開発公社定款（昭和49年県指令総第136号認可）の一部を次のとおり変更する。

第7条第4項中「民法第59条」を「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第16条第8項」に改める。

第21条第1項第1号イ中「公有地の拡大の推進に関する法律」を「法」に改める。

附則、この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第23号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第23号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第23号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）

平成23年度大宜味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,311万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,676万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成23年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第23号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

主な款で説明したいと思います。予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第13款国庫支出金1,932万4,000円の増がございます。これは国庫補助金の増となっております。

それから14款県支出金544万6,000円の増でございます。これも県補助金の増となっております。

それから17款繰入金1,570万円の増となっておりますが、これは財政調整基金500万円、それから財政形成基金から500万円、それから中山間ふるさと農村活性化基金570万円の増となっております。

それから18款繰越金ですが、これは2,000万円の増となっております。これは前年度繰り越しの増となっております。

それから20款村債でございますが、村債の2,260万円の増となっております、これは加工施設整備事業860万円、それから村道排水路施設整備事業1,400万円の増となっております。

以上が歳入の主な概要でございます。

次に歳出の概要を御説明したいと思いますので、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費221万8,000円の減となっておりますけれども、人事異動に伴う給料等の人件費221万8,000円の減で、今回の補正予算においてほとんどの項目にその増減がございます。

それから2款総務費1,389万8,000円の増でございますが、主に企画費1,261万円9,000円の増となっております、需用費127万5,000円、委託料798万9,000円の増額となっております。

それから3款民生費756万7,000円の増となっておりますが、主に介護保険費の地域支えあい体制づくり事業500万円の増となっております。

それから6款農林水産費2,987万4,000円の増になっておりますが、主にシークワサー振興費の備品購入費2,241万8,000円の増となっております。

それから8款土木費3,662万5,000円の増ですが、主に道路維持費の地方改善施設整備事業費3,128万4,000円の増、それから宅地造成費の分譲代金返還金485万1,000円の増となっております。

次に予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

13款諸支出金1,044万7,000円の増となっておりますが、主に財政調整基金費1,002万2,000円の増となっております。

そして14款予備費1,590万3,000円を減額してございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債の補正でございますけれども、限度額2億4,450万円から2億6,710万円としております。

なお、詳細については、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第11 議案第24号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第24号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,166万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年6月7日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは議案第24号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の概要を御説明したいと思ひます。

今回の予算の補正は77万円の減額でございます、人事異動に伴う人件費の減額相当分の一般会計繰入金の減額となっております。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎報告第1号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第12 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

平成22年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成23年6月7日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、別紙として添付してございますので、お目通しいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） これで報告第1号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第2号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第13 報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成23年6月7日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、別紙に添付してございますので、お目通しいただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） これで報告第2号の報告を終わります。

---

◎報告第3号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第14 報告第3号 平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第3号 平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告します。

平成23年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、事業計画書等を別冊でお配りしてございますので、お目通しいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで報告第3号の報告を終わります。

---

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時32分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時44分）

---

◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま村長から議案第25号 大宜味村企業立地促進条例が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第25号 大宜味村企業立地促進条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

◎議案第25号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 追加日程第1 議案第25号 大宜味村企業立地促進条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 提案の前にお礼申し上げます。追加日程で議案第25号をお許しいただきまして本当にありがとうございます。

それでは議案第25号 大宜味村企業立地促進条例



上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成23年6月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由、本村の産業振興と雇用の増大を図り、村民の福祉の向上に寄与するためこの案を提出する。  
なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋幸俊企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（島袋幸俊） では議案第25号について説明いたします。

第1条では、目的を企業の立地を促進し、本村産業振興と雇用の増大を図り、村民の福祉向上に寄与することを定めています。

第2条は、用語の定義です。

第3条では、指定地域をゴルフ場開発跡地の大宜味柚山地区及び結の浜としています。

第4条では、企業が本村の産業を振興し、かつ雇用の創出及び増大に寄与し、村民の福祉の向上に必要があると認めるときは、用地の取得または貸付などの便宜の供与を行うとしています。

第5条で、賃貸料の軽減などの助成措置。

第6条では、企業者の責務。

第7条で、助成措置の承継。

第8条、報告及び調査。

第9条、助成措置の取り消し及び返還。

第10条で、規則への委任としております。全部で10条から構成されております。

附則で、公布の日から施行するとし、10年間の期限つきの条例としています。

議案第25号の内容説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

（午前10時47分）

# 平成23年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成23年6月8日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成23年6月8日 午前10時00分)

散 会 (平成23年6月8日 午前11時48分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10 番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 宮 城 重 徳 村史編纂室長 米 須 邦 雄

総 務 課 長 島 袋 一 道 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 教 育 長 平 良 宏

住民福祉課長 大 城 武 教 育 課 長 友 寄 景 善

企画観光課長 島 袋 幸 俊 農 業 委 員 会 長 官 城 博 俊  
局

産業振興課長 新 城 寛

シークワサー  
振 興 室 長 新 城 寛

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

---

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

- 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。
- 

◇ 前田 孝 議員

- 議長（金城 勇） 通告順により、発言を許します。

防災計画について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） それでは防災計画について質問をいたします。

本村は、西海岸に面しておりまして、そのわずかな平坦地に集落が集中立地している現状であります。このような状況から津波被害による危険度が高く、村民は生命財産を守るための津波災害防止策について、東日本津波災害の教訓から防災意識が高まっております。それで次の3点についてお伺いいたします。

まず第1点目には、本村の地域防災計画におきましては、避難場所が公共施設、いわゆる学校とか公民館などが指定されているわけなんです、津波というのはやっぱり高台への避難が一番肝要かと思えます。それで高台への避難場所と避難道路マップの作成及び各家庭への配布についてどうお考えなのかお伺いいたします。

2点目に、公共施設や各公民館等への海拔表示についてお伺いします。それは今、自分たちの住んでいる地域が海拔どれぐらいのものであるかということを知ることによって、津波警報が出た場合にいち早く対応できるんじゃないかという観点からお聞きをいたします。

3点目に、災害時の要援護者の支援体制計画についてお伺いいたします。これも防災計画あたりでも一応計画としては載っておりますけれども、具体的に去る台風の場合の一心療護園あたりのもも3月定例会で平良嗣男議員からのお話もありましたけれども、そういう体制についての計画について、以上、3点についてお伺いをいたしたいと思えます。

- 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） おはようございます。それではただいまの前田 孝議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、直接の御質問にお答えする前に、東日本大震災後の役場の取り組みと防災計画についての基本的な考え方を述べて、その後、各項目についてそれぞれお答えさせていただきたいと思えますのでよろしく御了承をお願いいたします。

御存じのように3月11日午後2時46分ごろ、東北地方太平洋沖を震源地とするマグニチュード9という未曾有の大地震は、東日本大震災として我が国に大きな混乱をもたらしてきています。亡くなられた

多くの方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害を受けられた地域の方々へお見舞いを申し上げ、一日も早い復興計画が実現できるよう強く願っております。

3月11日当日、本村においては津波警報発令とともに対策本部を立ち上げ、村民の安全確保体制をとりました。各事業所も自主的に速やかな避難が行われておりました。大保橋で50センチメートルの津波を観測いたしましたが、被害はなく、翌日対策本部を解散いたしました。被害地支援としては、22日に役場内に東日本大震災被災地支援大宜味村対策本部を立ち上げ、翌日23日に村内各種団体で組織する東日本大震災被災地支援大宜味村対策推進委員会を設立し、村民を挙げて被災地を支援していくことを確認いたしました。4月24日から27日の4日間、村出身の世界のカキ養殖に貢献した宮城新昌さんの関係者が住んでおられます全国有数のカキ養殖生産地の石巻市と本村児童生徒や多くの村民と交流の深い西会津町を訪問し、お見舞いと激励をしてまいりました。大きな被害を受けた石巻市ではテレビや新聞では認識することのできないほど大被害の状況を目の当たりにして、被災地の方々の耐えがたい思いを感じました。また比較的被害の小さかった西会津町では原発による、いわゆる風評被害というのが起こっており対策に苦慮しておりました。このような自然災害はどこでも起こり得ることで、津波対策を初めとした防災を万全にやらなければと再認識しております。現行の大宜味村地域防災計画については、村民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、津波避難計画の基準数値を含めた検討を行うなど、具体的項目の防災意識の啓発方法や避難場所及び避難経路等について見直しする必要があるものは修正していきたいと考えております。

基本的なことを申し上げましたが、前田 孝議員の1点目の高台への避難場所と避難道路のマップの作成及び各家庭への配布についてお答えいたします。大宜味村地域防災計画を策定した平成22年5月に、災害を防ぐために、災害の対策と準備情報を各家庭に配布しております。その中には災害に備える事前準備の全般と風水時、台風、大雨などと地震及び津波に対する事故、さらに村を二分割にして作成した防災マップと大宜味村指定避難場所、津波避難基準、避難場所と大津波緊急避難路及び大保ダム地域防災センターの位置図を掲載してあります。

2点目の公共施設や各公民館への海拔表示については、防災計画の具体的事項の中で実施できるようしっかり検討してまいります。

3点目の災害時の要援護者の支援体制につきましてお答えいたします。現在、包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、各事業所、住民福祉課とおのこの部署で要援護者を把握し、災害時に声かけ等を行っています。平成22年3月に策定した大宜味村要援護者避難支援プランに沿って村全体として要援護者避難支援を把握する必要があると、今回補正予算で計上して、お願いしてあります介護保険事業により地域支え合い体制づくり事業を行います。内容としては、各世帯ごとに現況調査を行い、台帳の作成、各災害に応じたマップ作成、人的な体制づくりを行っていきたくて考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで防災計画についての質問を終わります。

次に障がい者の法定雇用率による職員採用について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 障がい者の法定雇用率による職員採用について質問をいたします。

障がい者の雇用の促進等に関する法律によりますと、地方公共団体の義務としては38条関係に掲載されておりますが、本村の場合は、その雇用率が1人となっております。その法定雇用率の法律上は公共団体の場合は2%、企業の場合は1.8%となっておりますけれども、本村の場合はその職員数から比例

しますと1. 幾らかで四捨五入して1人が法定雇用しなければならないということになっているわけですが、現状はどうなっておられるのか。未実施であれば今後の計画についてお伺いをいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の御質問についてお答えをいたします。

障がい者の雇用の促進に関する法律に基づく本村の採用義務は、議員御指摘のとおり1人となっております。平成22年度においては採用の対応ができませんでした。日ごろから障がい者の自立と希望と生きがいを持って、地域社会の一員として生活できる村づくりを推進しており、平成23年度は4月から1人の採用を行っております。今後についても引き続き採用していきたいと考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 平成23年度は4月から採用しているということですが、これは恐らく消費者行政相談補助賃金の方のお話だと思うんです。その財源は光をそそぐ基金からの159万9,000円が財源としてなっております、その賃金は予算上1年なんです。やっぱりそれは恒久的な採用というのはやらなければならないと思うんです、その法律の根拠からしまして。その法律の38条というのは公共団体の責務なんです。公共団体が法律を守らないというわけにはいかないと思うんです。その辺はきちっとやらなければならないだろうと。私の記憶によりますと、昭和63年3月31日で定年退職を迎えられた方、それ以降、この法律による雇用ということは、採用ということは現在までないと記憶しているんです。職員であるんですが、その途中で人工透析になったりとかという方がお一人いたわけですね。昭和63年以降、この法律に基づく雇用というのは、採用というのはいまだかつてないんです。これは次年度あたりはぜひその法律に基づく職員採用ということを、そこで村長は決断していただくように答弁いただけませんか、よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま御指摘のとおり、これは非常に大事な、あるいは村としての政策の中の大きな一環でもございますし、先ほど来あります法律の趣旨に沿って、今度1年間ということではなくて、2カ年の継続を予定しています。その間、次の、切れたらどうするかという御心配、そここのところをしっかりと対応できるようにその間で検討していこうと、引き続き継続していきたいということでありま。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それは今、村長がおっしゃるように継続ということであるんですが、それはやっぱり賃金ということではなくて、職員として採用しないといかんじゃないでしょうか。それで村の身体障がい者の協議会あたりからもその法定雇用の問題についてお話はこれまでなかったんでしょうか。私が聞きますとそういう話もやっているんですが、なかなかからちが明かないというような声も聞いてはいるんです。今、村長がおっしゃる継続していきたいというのは、賃金職員として継続をしていくということだと思うんですが、職員としての採用としてはどうお考えなんですか。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） さっきちょっと舌足らずだったかもしれませんが、今回平成23年、24年は臨時採用で、それで義務は満たされるんですけれども、今後はいわゆる正職員というんですか、臨時的ではなくて、正規に採用できるようにしたいと、それを継続していきたいという思いであります。

○ 議長（金城 勇） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 新城 一 智 議員

○ 議長（金城 勇） 次に風力発電設置について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では風力発電設置についてお伺いいたします。

今年度10月から沖縄電力が風力発電する風車の設置をすることが住民説明会、また新聞に掲載された件で明らかになっています。村民にとっては寝耳に水の話で、村当局の仕事の運び方などに不信感、不満を感じている村民が多くいると思います。そこでエネルギービジョンに沿って今後進めるという村の方針もありますけれども、これまでの、設置までの経緯について詳細にお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の風力発電設置についての御質問にお答えをいたします。

その経過についてですが、平成6年に総合エネルギー対策推進閣僚会議で決定された新エネルギー導入大綱をもとに、平成9年に制定された新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、新エネルギー法を受けて従来の集中型のエネルギーではなく、全国各地で地域に密着し、地域に限っている多様なエネルギーを発掘し導入することにより、環境と調和した地域づくりの方向を示す計画づくりを国が提言をしております。国のエネルギー政策の基本的な考え方を踏まえ、また地球温暖化、酸性雨など、地球規模の環境問題にも大きく影響を及ぼしている化石燃料からの脱を目指して、平成20年度、平成21年2月に大宜味村地域新エネルギービジョンが策定されました。そのビジョンでは風力発電導入プロジェクトとして、根路銘地区への風力発電導入を紹介してあります。村全体に大宜味村地域新エネルギービジョン概要版を配布し、周知してきたところでございます。概要版でも石山展望台付近への風力発電導入イメージとして写真紹介もしています。村民へ周知することの含みで村長コメントとして、新聞発表、平成21年2月25日の沖縄タイムス、3月3日に琉球新報にそれぞれ掲載をされました。平成21年3月の広報でも太陽光発電の立地誘致及び導入促進、風力発電の立地誘致促進等を紹介してまいりました。そのようなことを通して村民への周知を行ってきているところでございますので、その経過は御理解いただきたいと思います。

なお、沖縄電力との関係につきましては、平成18年8月に風力発電設備建設にかかる協力についての依頼があります。同年9月にCO<sub>2</sub>削減等地域環境との調和を目指すという観点から協力していく旨の回答をしています。平成20年5月には2,000キロワット1基から2,300キロワット2基以上、蓄電池設備併設等への変更の依頼がありました。同年6月に承認する旨の回答をしています。平成20年6月から10月にかけて環境影響調査を行っております。平成21年3月に運転開始を、平成24年4月にしたいとの申し出がありました。平成23年3月に住民説明会の開催をしたいということを受け、また福島第一原発の事故等もあり、再生可能な、いわゆる新エネルギー、そのエネルギーを推進することとそういう観点から了解をし説明会を行ってきたところでございます。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、詳しく説明を受けたんですが、平成18年度から協力の依頼があつて、平成

20年の6月に協力するという承認をしたということなんですけれども、実際、本当にできる形になってエネルギービジョンもつくることになっていると思うんです。その検討委員会の中でも、住民説明会の中で、改善センターで行われた委員会のメンバーの1人が言っていたことなんですけれども、この計画は実行する計画ではなくて、あくまでも今から導入を目的とした計画ということで策定されたと思うんですけれども、今回は導入を、先に決まった段階でこの計画がなされているようなスケジュールで運ばれていると思うんです。その中で、この概要版もありますけれども、これは検討委員会ですよ、策定するときには。その中では今後、大宜味地域資源新エネルギー導入推進協議会をというものを立ち上げて、その中で議論をしていこうじゃないかという話で載っています。この風力にはいろんなところで問題が起きているんですけれども、まだ人体に与える影響だとかは確かなことは解明されていないようです。ただ、糸満市の摩文仁などは新聞でよく見られていると思うんですが、地デジ、電波障害があつてとまっていると。北谷町とかでは採算が合わないとか、この方は竹林地で安定供給できるような形にはなっているんですけれども、今回、沖縄電力がやるということなんです、環境、人体への影響だとか、そういうのを本当に議論されたのかどうか。インターネットから見ると、かなりいろんな影響が出ているようなことが掲載されています。例えば風車病だとかという病気、これは病気としては認められていないんですけれども、実際医学的にもまだ解明されていないようです。そういういろんなことに対応できるようなことを沖電と協議がなされているのか。

また今後、風景、景観づくりのことも力を入れていかなければいけないという観点からも、山並みに風車がどんと大きいものが建つということで、中には名物になるんじゃないかという、やっぱり議論は賛否分かれるんですけれども、そういう景観への配慮なども沖電との協議の中でできるのか。例えば真っ白の風車が建つよりは背景とマッチしたような色合いにするとか、起きたときの対応の責任は沖電で、要するに事業者側でやらないといけないということが第一になってくると思うんですけれども、村として導入協力した以上は村民に対してそういう責任を明確に述べていただきたいと思いますが、一応3点になりますか、その辺についてお伺いします。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時26分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時27分）

---

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） ただいまの質問にお答えしていきたいと思えます。

今回の風車は、まず試験的に設置するという事です。そのあたりを踏まえて問題点等、そういうのが出てきた場合にそれはとめることはできると思えます。ただ電力の責任でこの期間中もやるというのは電力もはっきりした答弁をしております。住民説明会等の中でも糸満の問題等が起こった場合は、今、試験的にやった場合には何の問題もないんですが、そういうことが起こった場合は責任を持ってやりませうという回答も得ております。

また風車病とか、そういうものも環境省が指針をまとめるために調査を入れているところなんです、そのあたりがあった場合にそれに基づいて対応するとはっきりしたことを答えております。



景観についてはいろいろ賛否両論あるかと思うんですが、新たな風車のある風景というのでも考えられるし、そのあたりも含めて総合的に検討はしていきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では今、沖電が責任を持って対応するという事なんですけれども、役場もぜひ責任持って対応していただきたいと思います。ちょっと先に触れたことなんですけれども、事業を、風車の設置だけじゃなくて、村全体の事業を進めるときにもう少し情報の共有というか、今、どういふふうにかういふものが進んでいるんだということをもう少しみんなで共有するようにしないと、向こうは確かに山並みもきれいだし、大保ダム、湖面の周辺も含めて、今、課長が新たな風景になるんじゃないかという話もあったんですけれども、被害とかいろんなものを考えると、今後、癒しの里とか、いろんな人の出入りも想定できるような地域になっています。風景も大宜味村大事にしないといけないところもあると思うので、その辺はきちっと、背景にマッチさせた色合いにするとか、いろんなものを考えていただきたいと思います。

事業の説明方について、県だけじゃなくて村長として、今後いろいろなことが起きてくると思います。その情報の共有、議会への説明も含めてですけれども、そういうことが事前にあるときに、せっかくかういふ検討委員会もつくって検討委員会からも推進協議会などを立ち上げてやっていただきたいという指針も出ているわけですから、それに基づいて事業を進めるような方向に持っていけないと、協働で村づくりをしようというときに、これがかういふ形で進められると今後村民との信頼関係もなくなってくると思いますので、その辺について村長から進め方についてひとつ答弁をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の御質問といたしますか、御指摘はもっともな部分が多いと思います。情報は非常に大事にしければいけない。いわゆるみんなで、みんなのものなんだという姿勢で協働していこうというときはやっぱり情報の共有化、互いに共通接点を持って同じ方向に進んでいこうという、そういう状況をつくり出していくというのが仕事のひとつでもあります。ただ、そのときにすべてやれるかどうかということとはまた進め方、家庭の中でいろいろ検討しなければなりません、基本的には情報を共有化することで協働体制をつくり出していくと、そういう方針や姿勢は変わっておりますし、持ち続けていきたいし、これからもかういふ姿勢で進めていきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条によって特に発言を許します。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 最後に、これはお願いというか、提案なんですけれども、山にああいう風車ができるかと賛否両論あるという、景観が損なわれるという方々と、新たな風景になるという方々がいると思うんですが、沖電といたら電力供給会社です。景観が損なわれた分というか、例えば結の浜の電柱地中化で景観を形成するとか、何らかの、役場と沖電との協力体制で、そういう事業導入とか、かういふ話も今後できると思うんですけれども、この辺についてできるような方向で持っていくような考え方はありませんか、その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの御質問についてですが、基本的には電線地中化というものは、全体的にその方向をねらっているところでございます。ただ、技術的な面、経費的な面からも時間はかかり

ますが、その方向性は持っていきたいと。県の団体、ちょっと名前忘れましたが、そのほうでも地中化があるという方向性は団体としては持っていますので、私どももその方向は堅持していききたいと。方向性としては持ちたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで風力発電設置についての質問を終わります。

次に大宜味村地域防災化計画について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では地域防災計画についてお伺いします。

東日本大震災についてお伺いします。東日本大震災の悲惨さを見ると、本当に大変なことが起きているなど痛感しています。そこで今後起き得る震災、特に津波への対応などについて計画、あるいは想定の見直しをする予定があるのかお伺いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の地域防災計画についての御質問にお答えいたします。その前に、さっき前田 孝議員の御質問にありました基本的な考え方としては、そういうことを堅持していききたいということを前提にお答えをいたします。

平成22年に策定いたしました大宜味村地域防災計画の津波被害の想定、浸水想定については、平成19年3月の沖縄県津波高潮被害想定調査を参考として本村における津波被害の想定をしております。防災マップの大津波危険想定区域は、海拔10メートルとしておりますが、今回の大震災の未曾有の甚大な被害状況を教訓として、大津波の想定かさ等、大宜味村地域防災計画の避難基準等を国、県の防災指針及び本村の情勢等を勘案して検討を加え、前田 孝議員にもお答えいたしましたとおり、基本的なこととして、大宜味村地域防災計画の見直しは必要であり修正していききたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、やっぱり想定しないようなことが、できないようなことが起きたわけですから、想定もどこに置いてやるのか、国の指針、県の指針で今見直していくという話ではあるんですけども、大宜味は大宜味独自の地域の地形とか特性もありますし、避難路も含めて役場で計画はつくるんですけども、その避難場所、避難経路はやっぱり各字の部落の人がよく知っているところでありまして。これはいつ起きるかわからないことですので、村民の生命、安全を守るためにぜひ早く、見直しもそうですけれども、早く取り組みを見せていただきたいと思います。ここでそういう取り組みについて、例えば計画はあくまでも計画で見直しもあると思うんですけども、この防災計画によると津波災害から村民及び財産を守るため被害の未然防止策、被害の拡大防止等、必要な体制、手段を整備すると書かれてあります。予算上、そういう制度の補助金があるかどうかわかりませんが、一日も早い整備が必要になってくると思います。地域の人でそういうものを、アイデアを逆に審議してもらって、役場はそれを吸い取ってそれを整備していくというスタンスが必要だと思いますけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） ただいまの質問にお答えします。

大宜味村地域防災計画の中での組織体制というのは、つくりは大事なことで、先ほどありましたように、やっぱり地域の方々の意見の中から具体的な避難経路あるいは避難場所の検討といいますか、

新たな避難場所の設定とか、そういうことは必要だと思います。それで村民が本当に安心して生活できる環境づくりというのは、当然日ごろからというか、村の計画、例えば道路計画とか、そういった中ではいつも今回の津波のようなことを想定しながら設計をして道路をつくっていくとか、そういうことが大事だと思いますので、それぞれの補助事業等も検討するんですけども、早急に対応していきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ぜひ早目の対応をお願いしたいと思います。本当にいつ起きるかわからないことに対応するには、単費入れてでも各区長を初めとして、地域の方々との連携を図りながら、また津波については、やっぱり今回東日本で起きた大津波、時間的にも沖縄の場合は警報が出てある程度余裕がある津波と、近海で起きて十数分で来る津波と全然違いますので、その避難場所、避難経路、ケースバイケースのことも、本当に詳細に早目の議論も含めて対応していかないといけないと思います。村民に安心してもらえるために、それは全村民共通のことですので、村長として単費入れてでもそれを早急にやっていく考え方があるのか、ぜひあってほしいと思いますので、その辺も含めて答弁をお願いして終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま一智議員の御指摘がございました。これは想定外という言葉が出ないようなものが一番大事だなと。特に今回、東日本で起きて、あちこちでずっと想定外、想定外と続いているものですから、そうだったら素直に改善はこうすべきだということがここから見出していけるだろうと思っております。今回、根路銘で12日に訓練がありますけれども、そういうことも想定をしながら予算措置もしておりますけれども、できるだけ、さっきありました補助事業等を見ながら、そして緊急な、これはというときは単費投入でもやらなければいけないんじゃないかと、いわゆる村民の安全、財産、そして安心して生活が営める、特に老人の多い我が大宜味村においては非常に重要な課題だという自覚は持っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で新城一智議員の質問を終わります。

---

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

(午前10時43分)

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時44分)

---

◇ 安里重和 議員

○ 議長（金城 勇） 次に田嘉里川の維持管理等の県への対応について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） それでは田嘉里川の維持管理等の県への対応についてお伺いいたします。

昨年11月12日に建設環境課長、係長、田嘉里区長、私を入れて4名で県管理である田嘉里川2級河川の維持管理、魚道の設置、仮設護岸から本設護岸への建設について、沖縄県北部土木事務所、河川海岸班及び維持管理班へ要請に行き、その際、田嘉里川について話し合われましたが、その後、村として県

への対応はどうなっているかお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの安里重和議員の質問にお答えをいたします。

昨年に田嘉里区からの依頼がありまして、その依頼を受けて田嘉里川の維持管理等の要請に職員が同行しております。御指摘のとおりであります。維持管理においては県による除草作業の実施、また河川愛護団体の結成による活動への助成措置等の説明がありました。しかしながらその魚道等の河川改修につきましても即答がそのときは得られませんでした。田嘉里川は水量も豊富で水質も良好であり、多くの水生生物が生殖し、地域住民の憩いの場として親しまれております。しかしながら中流域に設置されています落差工により、水生生物の遡上の妨げや人々の河川への親しみに大きな弊害となっております。村といたしましては、多自然河川づくりの観点から、魚類等の水生生物の自由な行動を確保するためにも、落差工の早期改善を実施してもらうため、平成23年4月15日、北部土木事務所長に強く要請いたしました。魚道設置へ前向きな回答が得られました。県は現在、その回答に沿って魚道設置へ向けた調査設計委託業務の準備を進めており、設計に当たりましては村及び地元田嘉里区の聞き取り等を行い、調整を図り進めていくとの県からの報告も受けております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 報告ありがとうございます。

きょうの新聞にもありますように、田嘉里川は子供たちの教育の場として、また交流の場として大変よく利用されております。この事業をぜひとも成功することのできるよう村行政側へ強く要請いたします。またこの事業計画に新たな情報等がありましたら、ぜひとも私のほうまで連絡をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（金城 勇） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

---

◇ 東 武 久 議員

○ 議長（金城 勇） 次に大保ダム本体工事に関する覚書の履行について、東 武久議員。

4番 東 武久議員。

○ 4番（東 武久） それでは質問をいたします。

大保ダム本体工事に関する覚書の履行について。去る5月27日、大保ダムの完成報告会がありましたが、ダム建設に係る条件事項の実施計画について、国が実施すべき事業等について覚書のとおり履行されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの東 武久議員の大保ダム本体工事に関する覚書の履行についての御質問にお答えをいたします。

村民の福祉の向上と地域の発展のため、沖縄総合事務局長、沖縄県知事、大宜味村長によって覚書が交わされました。その要望事項については、関係者においてそれぞれが実施主体となる要望事項の実現に努めてまいりました。御質問の国が実施すべき事項については、ダム一周道路の建設、ダム周辺環境整備関連、ニンガマ沿岸線道路改築工事、大保川落差工整備等がありました。それぞれの事業について

は、履行されてきたものだと考えておりますが、植栽等についてはこれからもダム統合管理事務所等と調整しながら随時進めていきたいと思っております。その他の項目につきましても再点検し、要望などを行政懇談会などで要望していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 4番 東 武久議員。

○ 4番（東 武久） 先ほどの答弁ではおおむね履行されているという感触を得ましたけれども、私はちょっと実際に村が沿う、あるいはこの要件項目をまとめる場合に村民を網羅して大保ダム検討委員会等々で長年にわたり検討して、最終的には平成13年3月28日にこの覚書が締結されました。それでこの大保ダムは村民の森と長寿と癒しの森と直結する本村の観光等につきまして、大きなウエートを今後占めていくものだと思っております。それにこれは先ほど植栽等々の話が出ましたけれども、実際にはダムの完成時まで植栽等がすべて完了していなければいけません。それがまだ未実施になっている、今後の予算関連において、予算要求において、本当にそれができていくのかどうか、少し心配なところがあるんです。大保ダムを見てみますと、大保ダムの下のほう、もう何にもされていない。行ってみてください、のっぺらぼうです。あれでは人々は大保ダムに寄ってきません。それでもう1点、私が指摘するのは、これは例えば植栽はいろいろありますけれども、大保ダムの一周道路にシークワサーを植栽すること。これはすべての沿線にということは申しませんが、大保ダムの空き地等、ポイント、ポイント、大保ダムを眺める広場があるんです。せめてそういうところにおいても、シークワサーとは言わなくてもいいんですけれども、情操豊かな植栽をしていただきたいということも、まだ実施できていないと思っております。そしてこの覚書締結の1ページなんですけれども、ダム周辺環境整備関連、資料館は大体できております。そして大保ダム周辺の道路のあずまや、それも全く見えていません。展望台もありません、野鳥の観察場所、それらしきものもありません。駐車場はありますけれども、植栽も貧弱であると。そして大保ダムまつりに、シークワサーまつりもやるんですけれども、実際にトイレを見ると非常にスペースが小さくて、1人が使用できるぐらいのスペースなんです。全く当初の感覚と少し外れてきているような感じがあります。そして大保ダムの直下流の本体の河川ですね、そこは自然の天然石を配置して親水河川につくることということが約束されているんです。羽地ダムを見てください。自然の天然石を配置して、落差工にも自然の天然石を配置して、河川公園、親水河川として整備されております。私もこの間、実は現場に行ってみました。全く自然河川の親水性のある河川には残念ながら残っていない。天然石も配置されていない。ただの排水路という感じでまことに残念なんです。そういうことで今後、これは多大な時間をかけて国、県、村と3者で覚書を交わしたわけなんですけれども、この覚書の履行について、北部ダム事務所の調査2課を事務局として国、県、村という感じで履行についてチェックをしていこうという協議機関がありました。最近担当もかわって開催されているかどうか分かりませんが、この辺も含めて今後もう一度、ちゃんと国に履行してくれというふうに強く迫っていかなければいけないと思っておりますけれども、村長の見解をお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） ただいまの指摘、たくさんありましたが、まず植栽については未実施ではなくて、これまでも実施はしてきたんですが、まだ残っているところ、またこっちが要望するところもあることから、このあたりはまた要望していきたいと思っております。コココーラの御厚意であと3年ばかりは植樹祭もやることになっております。そのあたりを利用しながらそういうことも考えていきたいと思っております。

展望台については、まず1つは、ボートの艇庫の上が展望台という形で1つは設けられております。そして以前の工事のときの展望台がまだ残っている形で、そこが今展望台という役割をしております。あずまやについても展望台のほうがその役割はしているということなのですが、こっちが思っていたとおりのことにはなっていないことは確かだと思んですが、そういうことで整備は一応してきているということです。沿線の、やはりこれからの観光ということも考えた場合に、大保ダムというのは大宜味村の大きな財産であるし、そのあたりも休憩場所のあずまやもできるのか、そのあたりもダム統合管理事務所と調整しながら要望していきたいと思えます。来月にも行政懇談会が予定されておりますので、そのあたりも利用しながら強く要望はしていきたいと考えております。

それと野鳥の観察場所ということで、ビオトープを考えているんですが、ビオトープの整備についても今の形からNPOあたりとも相談しながらやることを進めております。そのビジョンづくりもこれから進めていこうと考えております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの東 武久議員の御指摘はもっともだと思っておりますが、完成と同時にということでございます。そういうことではなくて、やっていない部分、おくらしている部分についてはこれからもしっかりとやっていきたいと思います、やっってくださいと、そういうことは今後しっかりと続けなきゃいかん。ただ管理がダム事務所から統括したということもありますが、そこは同じ国の機関でありますから、そこは調整をしながら進めていきたい。そして今後、国との関係におきましては水源ビジョン地域、観光との関係も、あるいは周辺整備の関係もございますが、水源ビジョン計画がそれぞれの立場から計画ができましたので、この実施についてはこれから実施がされていくということで、その中でも国との関係、総合事務局やダム事務所等と関係もつくり出していけると思っております。これからまだ国の仕事は終わっていないと私は思っております。

○ 議長（金城 勇） 4番 東 武久議員。

○ 4番（東 武久） 先ほど展望台について、艇庫の上が展望台というとらえ方ですが、ただの屋上じゃないですか、あれは。ですから私は村が例えば三者協を通じて、やはり自分たちのイメージのとおりちゃんとやってくれと強く言わないからああいいうごまかしになるんです。

それと先ほど植栽の件もありましたが、小さい苗を植えるんじゃないで、供用開始するわけですから、そこに沖縄の夏は暑いですから日陰をつくってちゃんとした植栽をさせる、今のままでは大保ダムは北部のダム群の中では最低の環境です、実際に。漢那ダムとか、新川ダムとか行って見てきてください。特に野鳥の観察等につきましては、漢那ダムはメダカの学校という小さなスペースがありまして、そこに沼を配置してあずまやを配置しています。非常に子供たちの情操豊かな自然環境をつくり出しているんです。やっぱりNPO法人とかいうんじゃないで、村のイメージ、村としてはこういうことをやってもらいたいと、きれいなメッセージを出していかないといけないと私は思うんです。そしてこれまでいろいろ問題があるんです、湖面の利用、今言ったように、要するに長寿健康と癒しの森との連携、観光産業に資する湖面の利用、あるいは本体のダムの通行をやりたいという話で、この覚書には回答されているわけですから、今のうちに、なるべく早いうちにもう少し詰めていく必要があるだろうと私は思います。そういった意味で再度、本当にもう一度、統合管理事務所じゃないんです。ダム事務所なんです。統合管理事務所は非常に難しいと思うんです、これは管理する場所ですから。ですから今大保ダムにはまだ事務所があります、億首ダムは今やっております。予算の中ではどういうことかちょっと国

のシステムはわかりませんが、少なくとも、やはり村の迫力をもって、億首の予算を少し大保に持ってきてこれをつくってくれという強い姿勢が大事ではないのかと私は思います。それで最後にそういう決意をもう一遍村長からお伺いいたしまして、私の質問は終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前11時05分）

○ 議長（金城 勇） 再開します。

（午前11時06分）

○ 議長（金城 勇） 答弁を求めます。

村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほどもありましたが、2回目の答弁で漏れていたという親水性も非常に大事な部分であります。今、しっかりとした親水性のある川だというのは御指摘のとおり見えていません。できたばかりなんですけれども、一応それを役立つということなんです、これをさらに整備する中でこれからしっかり出ていくだろうと、これも含めましてこれまでの覚書をさらに中身の審査をしっかりやって、きちっとやるべきことは要求していきたい。先ほど統括との関係ですが、統括は管理に回っているだけで、その以前のはさっき申し上げましたように終わっていないと思っているということは、ダム事務所との関係も、約束事等の履行にかかわっているということで、これからしっかりチェックして細かいところまで早い時期に要請というか、調整をしていきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） 以上で東 武久議員の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前11時08分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◇ 平 良 英 勝 議員

○ 議長（金城 勇） 次に防災について、平良英勝議員。

3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） では一般質問をさせていただきます。

防災について。去る3月11日の東日本大震災と津波による犠牲者に心より御冥福を祈り、被災者の一日も早い復興を望むところであります。昨今、マスコミ報道によると、沖縄近海も地震、津波の確率が非常に高いと報じられていますが、本村は地震、津波対策について見直しの計画はあるのかどうか、次の5点について村長にお伺いいたします。

1点目に、村の避難場所は大保ダム広場と指定していますが、村民は避難場所が遠い観点から行けるのかどうかお伺いします。

2点目に、本村は海岸沿いに集落が集中していますが、集落近くの山に避難道の設置検討はあるのか

お伺いいたします。

村としては、各集落に海拔表示設置の検討計画はあるのかどうか。

4点目に、本村は小学校4校、中学校1校、高校1校がありますが、学校独自の避難訓練は計画的に行われているのかどうかお伺いいたします。

5点目に、村が指定している各集落の避難場所が公民館となっていますが、避難場所の見直し計画はあるのかどうかお伺いいたしたいと思います。以上、5点についてよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それではただいまの平良英勝議員の防災についての御質問にお答えをいたします。

それも5点のお答えの前に、前田 孝議員の御質問のときに申し上げました基本的な考え方というのは申し上げたとおりでございます。それに基づいて今後も考えていきたいと思っております。

それで1点目の村の避難場所として大保ダム広場を指定していることについては、大保ダム広場は近傍集落の避難場所や大津波により避難予定場所が危険と予想され一時的に避難所の被害が大きい場合や、村全体の対策本部を役場以外に設置しなければならない重大な事態に備えて、大保ダム地域防災センター及び大保ダム広場を避難場所として指定してあります。

2点目の山の避難道の設置検討については、甚大な災害時の避難対策として相当規模の広場や山間部の避難道路の確保が必要になってまいります。今後の生活環境施設整備や道路建設整備を進める中においても避難対策を考慮した広場づくり、道路建設に取り組んでまいります。

3点目の各集落の海拔表示設置については、防災計画の防災啓発等の具体的事項の中で実施に向けて検討していきたいと考えております。

4点目の学校独自の避難訓練については、各学校においてそれぞれの防災計画等に基づき、定期的に避難訓練を実施してまいりました。今回の津波情報に対する対応や被災地の惨状を教訓に、これまでの計画を点検、見直し、より具体的かつ現実的なマニュアルを既に全学校において新たに作成し、迅速、適切な行動がとれる防災体制の整備に努めているところであります。

5点目の各集落の避難場所が公民館となっていますが、避難場所の見直しの計画はあるのかの質問につきましては、公民館は一時緊急避難、地域避難所として指定しておりますが、津波警戒発令においては最も近い高所へ早急に避難し、身の安全を確保することになっております。避難時の公民館の役割や活用について検討し、公民館の避難場所指定の検討も行っていきたいと考えております。今後とも今回の東日本大震災を教訓として、災害から村民を守るため災害に対処していくには、自分たちの地域は自分たちで守るという意識の啓発や災害に備える事前準備等、村民の防災意識の高揚を促進してまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 防災について、前田 孝議員、新城一智議員といろいろ重複している点がある中で、私はまた二、三点確認していきたいと思ひます。

本村はほとんどが山沿いに集落がありますので、海岸沿いと山が近くにありますが、避難道ですね、例えば田嘉里の場合を例に挙げますと、田嘉里の場合は集落の近くに山がいっぱいあります。昔は農道、ハル道があるんです。一番早く避難できるのはこの山に登ることなんです。車で移動できない方もい



らっしゃいます。その方々の一番早い、短時間でできる避難場所、この道の整備。各集落あると思います、昔のハル道、田嘉里でしたらグシクに通ずる農道、歩く道がありますが、こういった道を整備していち早く避難できるような場所を確保しておかないと、東日本大震災のように短時間で津波が来た場合には到底逃げることができないと思います。こういった観点から農道、避難道の整備をぜひ村としても検討して、これと避難道、避難場所のマップ、地図を各集落、各部落から区長を中心にマップの作成、避難場所、避難道、こういったものを村で集約してこれを各部落に、また村全体の避難道、避難場所のマップ、避難場所の地図をぜひ村として各部落のものと村全体のものを作成して、これを各部落に配布してもらいたいと私は望みます。これから結の浜、村団地もできておりますが、その結の浜の津波に対する避難場所が遠い。その中で今後村が計画しています建物等の一時緊急避難場所、今団地は勾配の屋根になっていますよね。こういった屋根じゃなくて、フラットの平スラブをして一時避難ができるような、非常階段をつくってこの場所に一時避難できるような場所もぜひ村は、今後、公共施設をいろいろと計画なさっている中でこの方法も検討したらいいんじゃないかと私は思います。勾配屋根でしたら、屋上に登れませんよね。こういったことを勘案しながら村としても今後の建物の計画も、津波災害、こういったものの災害のことを考えてぜひ設計してもらいたいと思います。

それと台風時の結の浜の防風林、早急な防風林の植林をぜひやっていただきたいと思います。実は診療所のソーラー電気、街灯が台風2号の風で折れているんです。ああいったものをもうちよっと考えてやらないと、今からは大きな台風が沖縄は来ると思いますので、こういったものを勘案しながらぜひ結の浜の防風林の強化、これもぜひやってもらいたいと思います。

それからあと1点ですが、一心療護園が田港地区にありますが、毎回津波警報が出るたびに、やんばるの家に全職員が出て、利用者の面倒を見ている状況でありまして、その今計画しております一心福祉会、移転先、やんばるの家の敷地に計画している中で村としても村有地を利用すると思いますので、早急な協力体制をもって、一心療護園の移転、これもぜひ早急な実現に向けて村としても協力体制をとっていただけると私は望んでいるところであります。国頭地区消防も今回は東ウレナハ地区に分遣所も移る予定でありますので、ぜひそれと並行して一心療護園もやんばるの家、えすの里地域にぜひ移るような体制で村としても協力をお願いしたいと思います。この観点に関して村長にお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） それでは英勝議員の質問にお答えしたいと思います。

避難場所として、緊急時、津波警報の場合は高台にとにかく早目に避難するというのが原則でございます。それでおっしゃっているように各集落の近くの山でもともとハル道などがあるんですが、その整備についても地域での、自分たちで守っていくという基本的なことで地域での話し合いをしながらそういう作業とかもやっていけるんじゃないかと思いますが、それに対する支援も村はやっていきたいと考えております。

次に避難場所の危険地域のマップについては、各集落でそれについていろいろ話をされて、そのとりまとめをしていただくと。そして村としても全体的なまとめをして避難マップの整備をしていきたいと考えております。

次に結の浜の避難場所が心配だということですが、結の浜は団地のほうの構造の話もいろいろありましたけれども、津波の場合は一刻も早い高台への避難ということで、念蒲エーガイ線への移動をやる必要があるんじゃないかなと思いますので、その辺の避難時の対応について結の浜に住まれる方々

との話し合いもしながらやっていきたいと考えておりますが、先ほどから言っていますが、ぜひ自分たちの命は自分たちで守るという基本的なことと、そして台風時とかそういうこととは別に津波の場合にはとにかく高台に避難していくという今回の大震災の中での教訓としてもありますので、そういったことを話をしていきたいと考えております。

次に結の浜の防風対策として防風林の植栽であります、その件についても結の浜全体としての緩衝緑地帯の整備というのも検討しておりますので、進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 平良英勝議員の最後の御質問、一心療護園の関係につきましては、その都度、非常に心配をしております。我々職員も一緒に行って移動の手伝いをしたりといいますか、当然のこととしてやっておりますけれども、非常に危険、特に津波とかということになりますと。そういうことにつきまして、今、一心福祉会の計画に基づきながらといいますか、計画を相談をしながら、我々が協力できる部分についての協力体制はとっていききたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

---

◇ 宮 城 辰 徳 議 員

○ 議長（金城 勇） 次にシークワサー加工施設機器類の修繕改良について、宮城辰徳議員。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） シークワサー加工施設機器類の修繕改良について質問させていただきます。

平成22年度まで現状の機器で問題なく運転されてきたと思いますが、今回、平成23年3月にタンカンを使用して稼働試験をしたと、その結果で売れる商品がつかれないために機能増設及び取りかえを提案されておりますが、そういった過去は、機器の増設をせず工夫して商品開発をして、要するに当初の与那覇さんがやったときの300トン近くの商品を確保してきたという実績販売もあるんですが、最近そういうお客さんのニーズが変わってきたのか、実際あの当初売れたものが、お客さんのニーズが変わってきて売れなくなる可能性があるからそういう設備投資をするのか、ちょっとお聞かせ願います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの宮城辰徳議員の御質問の中で、通告にあります加工方法と違うために必要となったのかというのがありますが、そのことにつきましてお答えをしたいと思います。

今回の補正予算に計上してありますこの予算につきましては、基本的な加工方法が特別に変わった点というのはございませんけれども、大きく分けて4つの区分に配分されております。4つというのは、1つ目は搾汁されたものの充填を行う部分の充填機の関連機器、2つ目に果実搾汁機の増設、3つ目に蒸気ボイラーの増設、4つ目に乾燥機の改造費となっております。例えばここにある搾汁機においては、現在のスクリュープレスより良質の果汁を搾るため、さらに苦み成分を抑えるためにも今回のキャタピラ方式のものに変更し、高品質の商品化を図りたいと考えております。もちろん現在のスクリュープレス方式の機械についても活用をしながらのようでございます。議員御指摘の過去の加工方法と違うのかということも含めまして、加工方法が違うために必要かということでございますけれども、これは良質の製品、高付加価値で市場競争ができる製品づくり及び品質管理からの視点に立った製品づくりに必要

なため今回の補正を計上してございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） この増設、機器の負担費についてお聞きしたいと思います。要するに今は協定書の中で、大宜味シークワサー振興組合のときの協定書の中では乙が自己の事情により本業務を実施するためには、管理物件の改築等、現状を変更するときはあらかじめ甲の承認を受けた場合に限り、乙の責任と費用分担により実施することができるものとする。ただし乙は改築等をした部分について権利を将来にわたり主張することはできないこととなっています。ということでこれまで指定管理を受けたグループがそういう自分なりに増設したのか、それと現在、新しく協定書の中では加工施設の新築、改築、移設は甲が自己の費用と責任において実施するものとなっているが、甲ではなく乙じゃないかと。要するに以前のもので乙が背負う感じがするわけです。ですからすべて協定書の中、15条の中ではすべて行政が負担をするということになったために予算を計上してやっていかなきゃいけなくなったんじゃないかということが1点です。ですから平成21年にも1,500万円の投資をやっています。今回が約2,200万円、これを割りますと、じゃあ完璧にこの工場ができるということになるのかどうか。そういう観点からこういう増設というものを見込んで予算化したのかどうかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（新城 寛） ただいま質問されたことにお答えします。

宮城議員の質問であります。以前の指定管理者、その協定書の中の11条の中に議員御指摘のように、11条の中でうたわれております。合同会社大宜味シークワサー振興組合、以前の指定者でありますけれども、その中でいろいろ不具合等、意見をいただいております。意見の中でもいろいろな機種、さらには運営費の話もありました。それを踏まえながら我々は意見を反映させて、顧問弁護士でありますうちの照屋弁護士等との話の中で今回の基本協定書を作成し、現石垣島サプライとの協定を結んでおります。その中に、確かに15条の中に書いてあります。その分については基本的な備品を整備していく部分に関しては、やはり村のほうが責任を持ってやっていくという話であります。基本的な事業ということは、協定書の中のものにもありますが、第5条の中に自主事業というのはまた9条の中にあります。その中のシークワサーを主とする特産品の加工販売により地域雇用の機会の創出及び農業振興に資する業務、さらには加工施設の整備等の維持管理に関する業務、その他事項がありますが、その中に入っているというところの中で現在補正の金額を上げているわけでございます。議員がおっしゃったこの備品をそろえたら工場が稼働するかという話については、我々は稼働できると考えております。ただし機会損耗については、今後、機械の損傷、そういうものに関してもこちらのほうで修理、修繕、そういうところが出てくるかと思っております。その段階においてはまた指定管理者との協議を交わしながら加工場を運営していってほしいと。施設の稼働については6月を経て、今季のシークワサーの生産加工時期についての操業はやっていけると思っております。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） これから実際に新しい指定管理者がこの工場を運転していくということですし、やはりこの機械は初めて触ると思うんですね、似たようなものは触ってきたんです。しかしこの増設する設備に対しての保証と申しますか、要するにメーカーとの契約の中で、皆さんからもらっている資料の中で1時間当たりどのくらい処理ができますというのがあります。そういったものを保証契約とか、そういったものの確約をとりながら実際やっていくのがいいんじゃないかという要望を私はしたいと思います。

います。なぜかといいますと、実際とりつけたけれども、思ったように動きませんと、じゃあそういったときにはどうしますかと、これまでのやり方は設備をつけてから運転して、要するに動くか動かないかの判断で受け取りするということでは、将来の希望する生産能力アップとか予定のものができなくなるとか、思ったとおりの運転ができないとか、そういった不具合がないように今後、今課長がおっしゃったようにタイアップしながら、きちっとしたメーカーとの取り決め、見積もりして、契約しての工事のメンバーとのやりとりもきちっとやっていただいて、村民が本当に期待するシークワサー工場にさせていただきたいというのが私の希望でございます。

それとこれまでこのシークワサー工場については裁判沙汰になっている。村民の相当いろいろ興味のあることであります。先ほどから言われているようにそういう情報の共有化というのがなかなか見えてこない、シークワサー工場だけではなくて、地域説明会、それから施策説明会等の中でもいろいろ地域からの意見はあります。しかしそれに対してのフォローがなされていないというのが事実だと私は思います。今後は、先ほど一智議員からもありましたけれども、お互いの風力発電所の説明会の中でもいろいろ提案がありました。意見もありました。そういったこともすべて、地域の公民館には掲示板があると思います。こういったものに掲示しながら地域の、村民との情報の共有化を一つにして行政と村民が一体となったチームワークを持って動けるようになるんじゃないかと思っておりますので今後よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で宮城辰徳議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

（午前11時48分）



平成23年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成23年6月9日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成23年6月9日 午前10時00分)

散 会 (平成23年6月9日 午前10時34分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	山 城 均
副 村 長	宮 城 重 徳	村史編纂室長	米 須 邦 雄
総 務 課 長	島 袋 一 道	会 計 課 長	山 城 文 子
財 務 課 長	神 里 富 松	教 育 長	平 良 宏
住民福祉課長	大 城 武	教 育 課 長	友 寄 景 善
企画観光課長	島 袋 幸 俊	農 業 委 員 会 長	宮 城 博 俊
産業振興課長	新 城 寛		
シークワサー 振 興 室 長	新 城 寛		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて	付託省略 質疑～表決
2	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて	付託省略 質疑～表決
3	承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて	付託省略 質疑～表決
4	議案 第22号	沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について	付託省略 質疑～表決
5	議案 第23号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委員会付託
6	議案 第24号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質 疑 委員会付託
7	議案 第25号	大宜味村企業立地促進条例	質 疑 委員会付託

---

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎承認第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件は、これに承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

◎承認第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

- 1番（大城佐一） ただいまの承認第2号についてちょっと確認したいことがありまして、質疑をしたいと思います。

この保険条例については、平成21年の6月定例会で改正ということで条例第7号で経過措置として、平成21年10月1日から平成23年3月31日まで第6条を35万円から39万円とするということで、そしてこれは改正はされているわけですが、これは今年で3月31日で切れるということで、またこれを新たに継続していく形でやっていのか、新たに法で定められて条例を設定していくのか、その辺をちょっと確認したいのですが。



- 議長（金城 勇） 住民福祉課長。
- 住民福祉課長（大城 武） 今回、保険条例で定められていますので35万円を39万円に改めるということです。以上です。
- 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。
- 1番（大城佐一） この平成21年度の措置として35万円から39万円ということで、これは議会で決められているわけですよね。その辺をまた続けてということは保険税の条例で改正ということでこれは理解しますが、あと1つ、1点確認したいことがあります。この当時に35万円から39万円に改正するということを言われて、例えば産科医療補償制度に参加している病院でやればプラス3万円ということを書いていました。これはまだあるのか、その39万円プラス3万円で42万円になるのか、現在も。その辺を確認したいのですが。9月ではそういうふうに書いていました42万円に、3万円プラスということで。
- 議長（金城 勇） 住民福祉課長。
- 住民福祉課長（大城 武） これは大城佐一議員の言われるとおりになります。
- 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。  
本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。  
したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。  
本件は、これに承認することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)
- 議長（金城 勇） 挙手全員です。  
したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

◎承認第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） ちょっと確認だけしておきたいと思います。  
これは東日本大震災にかかる、関係のものだと思うんですが、これは本村にも適用するのでしょうか。

本村にも適用があるのかどうか、そして19条を開けていただけますか。19条の中で何月何日までにとあるんですが、これは月日が入っていないんですが、月日を入れるべきじゃないかどうか、その2点についてお伺いしておきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） まず本村に適用されるかということなんですが、実際に被災に遭われた方がこちらに転入等をされた場合には適用されるということになります。ただ住民税の場合は1月1日を基準としていますので、今回3月11日に震災が起きました。今回のこの特例は平成23年度の住民税についても特例としてやりましょと、実際には平成23年度の住民税というのは平成22年度分の所得云々を適用しているわけですけども、特例としてやりましょということ、ただ転入等をされた場合に、例えば今、転入してきたら来年の住民税では適用されますよと、もしその方がこちらにずっと住所を置いた場合にですね。被災とか罹災証明、そういったものがあれば適用されますということになります。それともう1つ、月日のほうなんですが、これは被災地でのもろもろの固定資産税に係る手続ですね、例えば住宅がないと、それでその申請をすれば課税が免除されると。その月日をいつまでにやりなさいといううたい方です。それで実際にこの条はお互い大宜味村に適用されるものではないんですが、準則に合致する形で条例を、お互いの附則も準則に合わせる形で整備したいということでこの条は入れてあります。この場合は、実際にこの月日はお互いのところには適用されるようなものではなくて、開いているというふうにしてあります。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件は、これに承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第22号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第4 議案第22号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更についてを議

題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第22号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第22号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第22号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第5 議案第23号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) それでは18ページ、6款農林水産費の10目の中でシークワサー振興費2,241万8,000円を計上しておりますが、まずはその金額の件ではなくて、私は村長にお伺いしたい。ということは、シークワサーについては、御存じのように村民はもちろん、農家の関心事でございます。これまで諸問題がございました。そこに対していろいろとございましたが、解決するように我々も望んできたわけでございます。そこで去る9月に村長選挙、そして議会選挙がございました。その中においても村民が大変加工施設について期待をしてきたものだと思っております。村長の施政方針においてもシークワサー加工場について述べられてございますが、この加工施設を有効に稼働させるに当たって村長の姿勢として、行政のトップである村長が腹をくくってこの施設を稼働させるのにこれだけの金を使ってやりますという姿勢がなくてはならないんじゃないかと私は思っています。村長がこの加工施設はどうしても私の政策の中でやるんだという気持ちで行っていくことを望んでおるわけですが、この予算内容については、金額については委員会でやりますが、村長の姿勢を聞きたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 村長。

○ 村長(島袋義久) ただいまの平良嗣男議員の御質疑にお答えいたしますが、確かに平成23年度の

施政方針といいますか、その中の所信の一端としてシークワサーの課題を取り上げました。それは大事にしている部分は指定管理者が早目に経営に、実際稼働をして、スムーズに運営できるように、これは1つには自助努力も要請をするし、そして我々の責任でやらなければいけない財産に関する事柄につきまして、これは早目に安定した経営ができるような方向を見出したい。そのために今回の予算、いわゆる製品改善といいますか、あるいは機器の改善等をして、本当の大宜味ブランドを目指したい。そのことによって農家の皆さん方が安心して活動、生産に励めるだろうと。そのことが農家所得の向上にそのままつながっていくということを考えて、早目の安定稼働をしたいと、させたいということで大変多額にのぼりますけれども、今回の予算をお願いをしているところであります。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） だから村長が加工施設をどうしても稼働させたいという、村長の政治政策としてこれはどうしてもやっていくんだという強い気持ちがなければ行政の職員であろうと、議員の皆さん方であろうと、ふらついた状況ではいかなだろうと私は思っているんです。どうしてもこれをやるんだという気持ちで、腹をくくってやるんだという気持ちでやらないといかないんだと私は思っていますので、そこら辺を村長は腹をくくってやっていただくように、どうしても稼働させるんだという気持ちを持って、姿勢を持ってやってもらいたいと思っておりますので、今後ともいろんな問題が出るでしょうけれども、この加工場が稼働できるようにひとつ村長の腹をくくった行政の進め方、これを願って終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 同じシークワサー関係なんですけれども、このシークワサー振興費、備品購入費の財源内訳を見ますと、起債が860万円、中山間ふるさと農村活性化基金の取り崩しとして570万円、一般財源811万8,000円、トータルで2,241万8,000円ということになっているわけですが、多額の金額になっております。そこで村の執行部の姿勢をちょっとお伺いしたいんです。この指定管理者制度を導入しているのに、なぜ金が出るのかというのが、一般の村民としてはその金に疑問が出るわけなんです。指定管理者制度とは何ぞやということとの、この金額との絡みでですね。そこでその説明責任というのは執行部のほうでやっていただかなければいけないんじゃないかと思うんです。広報あたりでこの基本協定書の問題と、この金額の問題との絡みをぜひ村民に説明していただけるような措置をとっていただけないかと思うんです。そうじゃないと村民は協定書の中身を知らないんです。素朴な疑問として指定管理者制度の絡みとこの金額の問題というのは当然出てくるんです。その辺の説明は広報あたりで執行部としてやっていただけますか、この1点だけをお伺いして終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の御質疑というか、御指摘もつともだと思えます。非常に大事なことで、紙面で認識できない部分もあるかもしれませんが、わかりやすいような、集約した形をとりながら広報をしていきたい。これはできるだけ村民のものとしてやっていかなければいけないことですから、情報は共有化したいということで進めていきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では企画観光課関係、2款1項5目13節、景観計画策定業務委託料ということで424万円計上されていますが、この景観計画について、村の、例えば結の浜みたいに新しくまちなみ

を形成する景観と、これまで大宜味らしいところが残っている景観保全とか、いろんな視点があると思うんですけども、やっぱりそれを総合してその計画を練っていくのか、またこの計画を練る段階でどういう場所で議論を行うのか、この2点だけお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 今回の計画はある地域だけじゃなくて、村内全体を考えております。村の歴史的環境とか、また風土とか、そういうものを含めて検討はしていきたいと思います。この計画づくりに関しては村民の声とかそういうのも拾いながら、ちょっとした小委員会、また検討委員会あたりを設置しながら考えております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第23号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第24号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第24号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第25号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第25号 大宜味村企業立地促進条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、今回提出されました議案第25号 大宜味村企業立地促進条例について質

疑を行います。

第2回定例会において、議案第8号として提案され、総務委員会が引き取って継続審査となっていたところ、撤回の要求がありまして、撤回をされて新たに議案第25号として出てきておりますが、当初そういう議論をしたときにも、やっぱり議会の立場として地域指定を条例に乗っけてくれということと、土地利用計画との整合性も議論してきたわけですけれども、今回、条文には第3条で区域を指定しているので、当初から望んでいたものが反映されている案にはなっているんですが、やっぱりその条例をつくる前にぱっと出されてそういう議論を始めるんじゃないかと、せっかく議会もそうですけれども、村民も望む雇用も含めての企業立地をやっぺいこうというスタンスはみんな共通の思いだと思います。そういう際には、村長として、議会、議長あたりとのすり合わせも含めて、せっかくいい条例をつくるわけですから、そういう議論を、何と申しますか、やる前のすり合わせを今後ぜひやっていただきたいと思いますが、何かやっぱりこれからもそういう類似のことが起きてくると思います。そのときにはぜひそんなにお互い敬遠し合わないでいいものがつくればいいと思っていますので、その村長の姿勢ですね、今後起こり得る案件に対して、こういう条例も含めてですけれども、事業を進めるに当たってですけれども、姿勢をぜひ、きのうも一般質問で風力発電の設置の件でも言いましたけれども、ぜひ村長の姿勢を伺って終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の御質疑についてお答えいたしますが、きのうの一般質問等の中でも同じような取り組み方といいますか、そういうことについての御質問が二、三ございまして、それは全体的な、いわゆる村民全体が対象で、そしてかつ重要な部分という御指摘、そういうときは事前に議会と申しますか、その他に必要な部署については内部でいろいろ方向性を見出しながら必要なことについて調整をしていくと、そういうことはこれから進めていきたいと。これは協働に結びつく活動だと、行動だと思っていますので、それは大事にしていきたいと思っています。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号 大宜味村企業立地促進条例は、総務常任委員会に付託します。

---

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

---

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

(午前10時32分)

---

- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時33分)

---

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に前田 孝議員、副委員長に安里重和議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前10時34分)

## 平成23年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成23年6月10日

### 1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成23年6月10日 午前11時08分)

閉 会 (平成23年6月10日 午前11時31分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太



6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第23号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第24号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第25号	大宜味村企業立地促進条例	委員長報告 質疑～表決
4	陳情 第5号	子どもの医療費助成の拡充を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
5	陳情 第8号	沖縄県教育委員会の教育事務所統廃合による、市町村教育委員会への業務委譲と学校事務の共同実施拡大への慎重な対応を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
6	意見案 第2号	乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書	提案説明 付託省略
7		議員派遣の件	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） これから本日の会議を開きます。

（午前11時08分）

◎議案第23号及び議案第24号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第23号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算及び日程第2 議案第24号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の2件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成23年6月10日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 前田 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第23号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決
議案第24号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決

（前田 孝予算審査特別委員会委員長 登壇）

- 予算審査特別委員会委員長（前田 孝） ただいま議題となりました議案第23号及び議案第24号の2件につきまして、予算審査特別委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、3月10日午前10時から審査をいたしました。

議案第23号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算及び議案第24号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

- 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第23号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第23号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第24号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第3 議案第25号 大宜味村企業立地促進条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成23年6月10日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第25号	大宜味村企業立地促進条例	原案可決

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ **総務常任委員会委員長(新城一智)** ただいま議題となりました議案第25号 大宜味村企業立地促進条例について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、企画観光課長及び総務課長の出席を求め、6月9日午後1時30分開会予定を午前11時に繰り上げて審査をいたしました。

本条例の主な内容は、企業の立地を促進し、本村の産業振興と雇用の増大を図り、村民の福祉向上に寄与することを目的として定めています。

第3条では、指定地域をゴルフ場開発跡地の大宜味山地区及び結の浜としています。

第4条では、企業が本村の産業を振興し、かつ雇用の創出及び増大に寄与し、村民の福祉向上に必要があると認められるときは、用地の取得また賃貸などの便宜の供与を行うこととしております。

第5条では、賃借料の軽減などの助成措置を定めております。

なお、本条例は公布の日から施行し、10年の期限つき条例となっております。

本案について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ **議長(金城 勇)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第25号 大宜味村企業立地促進条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号 大宜味村企業立地促進条例について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 大宜味村企業立地促進条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ **議長(金城 勇)** 挙手全員です。

したがって議案第25号 大宜味村企業立地促進条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第5号及び陳情第8号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第4 陳情第5号 子どもの医療費助成の拡充を求める陳情及び日程第5 陳情第8号 沖縄県教育委員会の教育事務所統廃合による、市町村教育委員会への業務委譲と学校事務の共同実施拡大への慎重な対応を求める陳情書を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成23年6月10日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会  
委員長 新城 一 智

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
5	平成23年 3月11日	子どもの医療費助成の拡充を求める陳情	採 択		地方自治法第99条の措置
6	平成23年 3月11日	「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める陳情	審議未了		
8	平成23年 4月25日	沖縄県教育委員会の教育事務所統廃合による、市町村教育委員会への業務委譲と学校事務の共同実施拡大への慎重な対応を求める陳情書	採 択		地方自治法第125条の措置

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました陳情第5号及び陳情第8号について、6月9日午前11時から審査をしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

なお、2件の陳情については質疑、討論はなく、全会一致をもって採択すべきものと決定し、陳情第5号 子どもの医療費助成の拡充を求める陳情の採択に関連いたしまして、地方自治法第99条の規定に

より、関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

また陳情第8号 沖縄県教育委員会の教育事務所統廃合による、市町村教育委員会への業務委譲と学校事務の共同実施拡大への慎重な対応を求める陳情書の採択に当たって、教育委員会へ送付することが適当との決定をしておりますので、議長において地方自治法第125条の規定による措置のお取り計らいをお願いします。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げ、報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第5号 子どもの医療費助成の拡充を求める陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第5号 子どもの医療費助成の拡充を求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5号 子どもの医療費助成の拡充を求める陳情について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって陳情第5号 子どもの医療費助成の拡充を求める陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第8号 沖縄県教育委員会の教育事務所統廃合による、市町村教育委員会への業務委譲と学校事務の共同実施拡大への慎重な対応を求める陳情書について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第8号 沖縄県教育委員会の教育事務所統廃合による、市町村教育委員会への業務委譲と学校事務の共同実施拡大への慎重な対応を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第8号 沖縄県教育委員会の教育事務所統廃合による、市町村教育委員会への業務委譲と学校事務の共同実施拡大への慎重な対応を求める陳情書について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって陳情第8号 沖縄県教育委員会の教育事務所統廃合による、市町村教育委員会への業務委

議と学校事務の共同実施拡大への慎重な対応を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

◎意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第6 全員発議により提出されました意見案第2号 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

休憩します。

（午前11時19分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

---

○ 議長（金城 勇） 提案者から提案理由の説明を求めます。大城佐一議員。

（1番 大城佐一議員 登壇）

○ 1番（大城佐一） 意見案第2号 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年6月10日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 大城佐一 平良英勝 新城一智 具志堅朝秀 東 武久 前田 孝 宮城辰徳 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 子どもの医療費無料制度の早期実現に向け関係機関へ要請するため。

乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の出産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本県をはじめとするすべての都道府県および市町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されている。

しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は、病気に罹りやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現をめざすには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国の支援が不可欠である。

よって、政府におかれては、子どもの医療費の助成対象年齢を通院・入院ともに中学校卒業年次まで無料にする医療費無料制度を早期に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月10日

あて先 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 総務大臣  
以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することについて賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第2号 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

#### 議員派遣の件

平成23年6月10日

本議会は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。



	開催時期	研 修 名	派遣人数
1	6月30日～7月1日	平成23年度・やんばる広域圏交流推進協議会 (与論島)	1名(議長)
2	7月8日～10日	東日本大震災被災地の視察訪問 (岩手県、宮城県を中心とする被災地現場)	1名(議長)

○ 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

○ 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第3回大宜味村議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

(午前11時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員